

株式会社グランビスタホテル&リゾートに対する再生支援の完了について

2015年4月24日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2011年12月1日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、2012年2月2日に法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

機構は、支援決定以後、再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生が順調に進行しつつあったことから、2013年9月25日に機構が保有する債権について株式会社みずほ銀行に譲渡しました。その後、再生支援対象事業者の再生に一定の目途が立ったことから、2015年4月24日に株式会社サンケイビル（以下「サンケイビル」という。）及び株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ（以下「ジェイ・ウィル・パートナーズ」という。）（注）に対し機構が保有する再生支援対象事業者の全株式を譲渡し、併せて再生支援対象事業者に対する専門家派遣を終了しております。

これにより、機構は再生支援対象事業者に対する支援決定に係る全ての再生支援を完了しました。

（注）買付主体は、ジェイ・ウィル・パートナーズが管理運営する合同会社グランビスタホールディングス（旧「合同会社ジェイ・エックス・エー」、2015年3月に商号変更）であり、ジェイ・ウィル・パートナーズが管理運営を行うファンドとサンケイビルが共同で同社に対して出資を行います。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社グランビスタホテル&リゾート

2. 買取決定に係る債権の買取価格

機構は、再生支援対象事業者に対する元本1,167百万円の債権に関し、関係金融機関等から1,108百万円で債権買取を行い、その後、担保処分等による一部弁済を受けていましたが、2013年9月25日に残債権を株式会社みずほ銀行に対して全て譲渡しております。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者の関係者調整、債権の買取り、出資、並びに専門家派遣を行うことで再生支援対象事業者の支援を行いました。

以上